

第百三十七条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附 則

（法人の減価償却に関する経過措置）

第百七条 省 略

212 省 略

13 法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百三十三条第十三項の規定によりなおそ

附 則

（法人の減価償却に関する経過措置）

第百七条 同 上

212 同 上

13 法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

の効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第百三十三条 省 略

2 12 省 略

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)
適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七条第一	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第百三十三条 同 上

2 12 同 上

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第一百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

項	第十号）附則第一百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項
---	--

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第百三十五条 省 略

215 省 略

6 旧租税特別措置法第六十八条の四十九第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項に規定するガスの供給計画につき同項に規定する届出を施行日前に行ったものの当該ガスの供給計画に定められた同条第一項に規定する熱量変更計画に係る同項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十九の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第一項	第二項	第三項及び第四項	第五項
省 略	省 略	省 略	第五十六条の二第一項	第五十六条の二第一項
省 略	省 略	省 略	旧効力措置法第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第百三十五条 同 上

215 同 上

6 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第五項第四号	連結子法人の解散にあつては その解散の日	連結子法人の破産手続開始の 決定による解散にあつてはそ の破産手続開始の決定の日
第九項	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

7 省略

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九十三条 省略

2、14 省略

15 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)
適格合併、適格	適格合併等

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

7 同上

附 則

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九十三条 同上

2、14 同上

15 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十九第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第百十七条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項」とする。

分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	現物出資法人又は現物分配法人
又は現物出資法人	
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八條の二十九第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百七條第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十九第二項

16・17 省略

18 旧租税特別措置法第四十六條の第三項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

19・20 省略

21 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七條第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同條（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」とい
--------	---------------------------

16・17 同上

18 旧租税特別措置法第四十六條の第三項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同條の規定は、なおその効力を有する。

19・20 同上

21 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七條第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同條（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第四項中「第六十八條の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百七條第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四

第三項」とする。

	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等	う。）
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人		
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。		
第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百七条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項		

22 省 略

（農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第九十六条 旧租税特別措置法第六十一条の二第一項の法人の施行日以後に終了する事業年度の所得の金額の計算については、同条及び旧租税特別措置法第六十一条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一条の二第一項	省 略	省 略
------------	-----	-----

22 同 上

（農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第九十六条 同 上

同 上	同 上	同 上
-----	-----	-----

（連結法人の減価償却に関する経過措置）
 第百十七条 省略
 2、14 省略

第六十一条 の二第二項		第六十一条 の二第七項							第六十一条 の二第三項 から第五項 まで	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
第六十八條の六十四第二項	適格事後設立	第六十八條の六十四第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
旧効力措置法第六十八條の六十四第二項	適格現物分配	旧効力措置法第六十八條の六十四第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

（連結法人の減価償却に関する経過措置）
 第百十七条 同上
 2、14 同上

第六十一条 の三第一項		同上							同上	同上
第六十八條の六十四第二項		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
旧効力措置法第六十八條の六十四第二項	旧効力措置法第六十八條の六十四第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項に規定する特定医療用建物については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十五条の二第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）（附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項
第三項	適格事後設立 適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。） 又は現物出資法人	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。） 適格合併等 現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。	

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項に規定する特定医療用建物については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項」と、同条第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の二第二項」とする。

第四十五条の二第二項	旧効力措置法第四十五条の二第二項
------------	------------------

16・17 省略

18 旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

19・20 省略

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七条第三項
適格事後設立	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）

16・17 同上

18 旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。

19・20 同上

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項」と、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第三項」とする。

22 省 略

て「適格合併等」という。）	又は現物出資法人	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	第四十七条第三項
、現物出資法人又は現物分配法人	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。	旧効力措置法第四十七条第三項	

（連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第百十九条 旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条及び旧租税特別措置法第六十八条の六十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十八条の六十四第一項	省 略	省 略
第六十八条の六十四第二項及び第三項	省 略	省 略

22 同 上

（連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置）

第百十九条 同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

第六十八條 の六十四第 四項		第六十八條 の六十四第 六項				第六十八條 の六十四第 七項		第六十八條 の六十五第 一項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十一條の二第一項	第六十一條の二第二項
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	旧効力措置法第六十一條の二 第一項	旧効力措置法第六十一條の二 第二項
								適格現物分配	適格事後設立

第百三十九條 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の
一部を次のように改正する。

附 則

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十條 省略

211 省略

12 法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法

同上		同上				同上		第六十八條 の六十五第 一項	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第六十一條の二第一項	第六十一條の二第二項
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	旧効力措置法第六十一條の二 第一項	旧効力措置法第六十一條の二 第二項

附 則

（法人の減価償却に関する経過措置）

第四十條 同上

211 同上

12 法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法

第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八條の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四第三項

14 13
省 略

法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八條の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四第三項」とする。

14 13
同 上

法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八條の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平

適格事後設立	適格現物分配
適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）
第六十八條の三十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五第一項
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等

15 省略

（法人の準備金に関する経過措置）

第四十一条 旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）の施行日以後に開始する各事業年

成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五第一項」とする。

15 同上

（法人の準備金に関する経過措置）

第四十一条 旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）の施行日以後に開始する各事業年

度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで、第十一項から第十五項まで及び第十八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四項	第五項	第五項第二号	第六項及び第七項	第十一項
省略	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	合併又は分割型分割の日 、適格現物出資又は適格事後設立	合併又は分割型分割 合併法人又は分割承継法人	省略 省略 省略 省略
省略	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	又は適格現物出資	合併法人	省略 省略 省略 省略
			合併の日	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	

度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十八項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	第四項から第七項まで
同上	同上
同上	同上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

二 合併により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合、その合併の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額

三・四 省略

5 13 省略

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第五十六条 省略

2 11 省略

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七條第三項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第四十七條第三項
第四項	適格事後設立	適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)
	適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	適格合併等

二 合併又は分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額

三・四 同上

5 13 同上

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第五十六条 同上

2 11 同上

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七條第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第四十七條第三項」と、同条第四項中「第四十七條第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十七條第三項」とする。

	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七条第三項		旧効力措置法第四十七条第三項

13 省 略

14

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	適格事後設立	適格現物分配
	適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
	適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の

13 同 上

14

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第一項」と、同条第三項中「第四十七条の二第三項第四号」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第三項第四号」とする。

15 省 略

第三項	第四十七條の二第三項第四号	旧効力措置法第四十七條の二第三項第四号
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等	被合併法人等
第四十七條の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條の二第一項	分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）
の日		

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第五十七條 旧租税特別措置法第六十八條の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）に該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八條の四十五（第三項から第五項まで、第十一項から第十四項まで及び第十七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

15 同 上

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第五十七條 旧租税特別措置法第六十八條の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）に該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八條の四十五（第三項から第五項まで及び第十項から第十七項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項		第五項第四号	第五項第二号					第五項	第四項	第三項
省略	省略	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	合併法人又は分割承継法人	合併に、分割型分割にあつては、その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る	以下この条	合併にあつてはその	合併又は分割型分割	合併又は分割型分割の日	第五十五条の六第一項	第五十五条の六第一項
省略	省略	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日	合併法人	合併に限る	第十項及び第十一項	合併にあつては、その	合併	合併の日	旧効力措置法第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
								適格現物出資又は適格事後設立		

同上	同上
同上	同上

第四項及び第五項	同上
同上	同上
同上	同上

第十四項		第十三項	第十二項		第十一項	
省略	省略	省略	省略	省略	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	第五十五条の六第一項 省略
省略	省略	省略	省略	省略	適格分割により 旧効力措置法第五十五条の六第一項	省略 省略 省略

第十六項	第十五項	同上		同上	同上		第十一項			
第六十八條の四十五第二項	第五十五條の六第一項	同上	同上	同上	同上	同上	第五十五條の六第一項	同上	同上	同上
旧効力連結措置法第六十八條の四十五第二項	旧効力措置法第五十五條の六第一項	同上	同上	同上	同上	同上	旧効力措置法第五十五條の六第一項	同上	同上	同上